

第9章 その他

I 不服申立て（法第50条、第51条、行政不服審査法）

（不服申立て）

- 第50条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。
- 2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から2月以内に、裁決をしなければならない。
- 3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。
- 4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。
- 第51条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。
- 2 行政不服審査法第22条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

1 不服申立て

（1）不服申立ての種類

不服申立ては、行政庁の「処分」または「不作為」について行うものであって、処分をした行政庁（「処分庁」という。）または不作為に係る行政庁（「不作為庁」という。）に対して審査請求をすることができる。

（2）処分についての不服申立て

「処分」とは、行政処分（許可、認可等）のほか公権力の行使にあたる事実上の行為を含む。

(ア) 下記に掲げる許可または不許可等の処分に対する審査請求は、滋賀県開発審査会に行うことができる。（法第50条第1項）

ア 法第29条第1項若しくは第2項（開発許可）

イ 法第35条の2第1項（変更の許可）

ウ 法第41条第2項ただし書き（形態制限の例外許可）

エ 法第42条第1項ただし書き（予定建築物等制限の許可）

オ 法第43条第1項（市街化調整区域内建築物等の許可）

カ これらの規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定に基づく監督処分

(イ) 下記に掲げる承認または不承認の処分に対する不服申立ては、行政不服審査法に規定されている一般則に基づき、開発許可権者に行うことができる。（行政不服審査法第6条第1号）

ア 法第37条第1項に規定する承認、不承認

イ 法第45条に規定する承認、不承認

（3）不作為についての不服申立て

「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使にあたる行為をなすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

前記(2)の(ア)のア～カの規定にかかる不作為についての審査請求は滋賀県開発審査会であるが、

滋賀県知事に対して行うこともできる。また、それ以外の不作為については不作為庁に対しての審査請求である。

2 手続き

(1) 不服申立人

不服申立てをすることができるのは、処分により不利益を被る個人もしくは法人（当該処分の対象者はもちろん、不利益を受ける第3者も含む。）および不作為にかかる処分その他の行為を申請した個人もしくは法人である。

法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、その名で不服申し立てをすることができる。

多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、3人をこえない総代を互選することができ、共同不服申立人が総代を互選しない場合において必要があるときは、審査庁は総代の互選を命じることができる。

また、代理人によって不服申立てができ、代理人は各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

（不服申立ての取下げだけは特別の委任を必要とする。）

(2) 書 面

不服申立て（審査請求）は、審査請求書を正副2通、提出しなければならない。

ア 処分についての審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

(ア) 審査請求人の氏名および年令または名称ならびに住所

(イ) 審査請求に係る処分

(ウ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

(エ) 審査請求の趣旨および理由

(オ) 処分庁の教示の有無およびその内容

(カ) 審査請求の年月日

(キ) 審査請求人が

法人のとき 代表者

社団または財団のとき 代表者または管理人

総代を互選したとき 総代

代理人によって審査請求するときの住所および氏名 代理人

(ク) 審査請求人（代表者、管理人、総代、代理人）の押印

イ 不作為についての審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

(ア) 審査請求人の氏名および年令または名称ならびに住所

(イ) 当該不作為にかかる処分その他の行為についての申請の内容および年月日

(ウ) 審査請求の年月日

(エ) 前記ア（キ）と同じ

(オ) 前記ア（ク）と同じ

ウ 審査請求が不適法であって補正を要するものであるときには、審査庁は相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

(3) 審査請求と裁決

ア 請求期限

処分についての審査請求は、天災その他やむを得ないときを除いて、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。また処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは請求することができない。（ただし、正当な理由があるときは、期間後であっても認められる場合がある。）請求書を郵送したときの期間の計算については、郵送に要した日数は算入しない。

不作為についての審査請求については、当然期限を定めていない本法の規定から、不作為に該当

するか否かの判断を要する。

イ 弁明書および反論書

審査庁は、審査請求を受理したときは、請求書の副本を処分庁に送付し、相当の期間を定めて弁明書（2通）の提出を求めることができ、弁明書が提出されたときは、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

ウ 審理

開発審査会は、審査請求の裁決を行う場合には、あらかじめ審査請求人、処分庁その他の関係人またはこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

その他の場合には、審査請求の審理は原則として書面による。ただし、請求人または参加人の申し立てがあった場合には、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

処分についての審査請求には、利害関係人は、審査庁の許可を得て参加人として審査請求に参加することができる。審査庁は、必要ときは利害関係人に対し、参加人として参加を求めることができる。

審理に当たっては、審査請求人または参加人による証拠書類または証拠物の提出ならびに申立てまたは職権による参考人の陳述または鑑定、物件の提出または留置ならびに必要な場所の検証などを行うことができる。また、審査庁は、必要と認めれば、その庁の職員に、請求人の意見の陳述を聞かせたり、参考人の陳述を聞かせたり、場所の検証などを行わせることができる。

エ 裁決

滋賀県開発審査会は、審査請求を受理したときは、受理した日から2か月以内に裁決をしなければならない。その他の審査庁は特に期限の規定はない。

(ア) 処分についての審査請求の裁決は次による。

- a 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときなど不適法であるときは、裁決で請求を却下する。（不適法であるときは、受理前にその旨説得することが望ましい。）
- b 審査請求の理由のないときは、裁決で、請求を棄却する。
- c 処分（事実行為を除く）についての審査請求に理由があるときは、裁決で当該処分の全部または一部を取消す。
- d 事実行為についての審査請求に理由があるときは、審査庁は処分庁に対し当該事実行為の全部または一部を撤回すべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言する。
- e 処分が違法または不当であるが、これを取り消し撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合、請求人の損害の程度、損害の賠償、または防止の程度および方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分の取消し、または撤回することが公共の福祉に適合しないと考えられるときは棄却することができる。

この場合には、裁決で処分の違法、または不当である旨を宣言しなければならない。

(イ) 不作為についての審査請求の裁決は次による。

- a 審査請求が不適當のときは、裁決で却下する。
- b 審査請求に理由がないときは、裁決で棄却する。
- c 審査請求に理由があるときは、不作為庁に対しすみやかに申請に対する何らかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言する。

(4) 不作為庁への審査請求と決定

不作為についての審査請求があったときは、不作為庁は次の措置をとる。

ア 不作為についての審査請求が不適當であるときは、不作為庁は、決定で当該審査請求を却下する。

イ アの場合を除いて、不作為庁は、不作為についての審査請求があった日の翌日から起算して20日以内に、申請に対して何らかの行為をするか、または書面で不作為の理由を示さなければならない。

3 審査請求と訴訟

法第50条第1項に規定する処分（本章I-1-(2)ア～カ）の取り消しの行政訴訟は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として提起することができる。

ただし、当該処分に対し滋賀県開発審査会に審査請求した場合は、当該審査請求に対する滋賀県開発審査会の裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することとなる。

上記以外の処分の取り消しの訴えについても、当該処分に対する審査請求の請求先が草津市となる以外は、上記と同様である。

なお、法第51条の規定によって公害等調整委員会に裁定を申請することができる事項に関する訴えについても、この限りでない。

4 不服申立ての特例

法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書き若しくは第43条第1項の規定による許可、不許可の処分に関し、鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関する事項を理由として行われる不服申立てについては、その理由の当否の判断をこれら鉱業等に関する調整の専門機関である公害等調整委員会が行うことが適当であると考えられるので、同委員会に対して裁定の申請をすべきであるとしている。

具体的には、例えば市街化調整区域内において鉱業権者から法第34条第2号に該当するとして開発許可申請があったとき、鉱物資源の有効利用上その必要がないとして不許可処分をした場合に、当該鉱業を営むについて必要不可欠であるとして審査請求を行う場合などが考えられる。

II 開発審査会（法第78条、滋賀県開発審査会条例）

1 開発審査会

開発審査会の処理すべき事務は次のとおりである。

- (1) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決
- (2) 市街化調整区域における許可に関する議決
 - ア 法第34条第14号に該当する開発行為の許可
 - イ 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築または建設の許可
- (3) 市街化調整区域における土地区画整理事業の知事認可の際の議決

【参考】

土地区画整理事業法に基づく市街化調整区域内の個人施行または組合施行の区画整理事業について

土地区画整理事業として行われる都市計画法第4条第12項に規定する開発行為は第34条各号の一に該当しなければ認可されない。（土地区画整理事業法第9条第2項、第21条第2項）

【注意事項】

開発区域の変更（拡大、縮小）または事業内容の変更による大幅な公共施設の変更、居住人口の増減等は、開発審査会の議を経たうえで変更許可をする。

2 開発審査会条例等

(1) 滋賀県開発審査会条例

昭和45年3月31日
滋賀県条例第23号

滋賀県開発審査会条例をここに公布する。

滋賀県開発審査会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第1項および地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県開発審査会(以下「審査会」という。)を置く。
(平15条例77・全改)

(所掌事務)

第2条 審査会は、都市計画法第78条第1項に定める事項を行うほか、知事の諮問に応じ、滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成14年滋賀県条例第50号)第2条第1項の指定区域の指定またはその変更に関する事項その他開発行為等の規制に関する重要事項について調査審議する。
(平15条例77・追加)

(組織)

第3条 審査会は、委員7人をもつて組織する。
(平12条例75・追加、平15条例77・旧第1条の2繰下)

(委員)

第4条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
(平15条例77・旧第2条繰下)

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(平15条例77・旧第3条繰下)

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。
2 審査会は、会長のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(平12条例75・一部改正、平15条例77・旧第4条繰下・一部改正)

(委員でない者の出席)

第7条 審査会において必要があると認めるときは、会議に、利害関係人または学識経験のある者の出席を求め、必要な説明または意見を聞くことができる。
(平15条例77・旧第5条繰下)

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、土木交通部において処理する。
(平13条例2・一部改正、平15条例77・旧第6条繰下)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。
(平15条例77・旧第7条繰下・一部改正)

付 則

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成12年条例第75号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 滋賀県開発審査会傍聴規則 (抜 粋)

滋賀県開発審査会傍聴規則を次のように制定する。

昭和45年11月24日

滋賀県開発審査会長

滋賀県開発審査会規則第1号

滋賀県開発審査会傍聴規則

第1条 審査会の公開による口答審理の傍聴に関しては、法令に定めるもののほかこの規則に定めるところによる。

第2条 口答審理を傍聴しようとする者は、住所、氏名および職業を関係の係員に申し出て傍聴人名簿(別記様式)に記載しなければならない。

第3条 審査会の会長は、傍聴人の人数等を制限することがある。

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 兇器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 口答審理を妨害するおそれがあると認められる者
- (4) その他整理上必要があると認められる者

第5条 傍聴人は、いかなる事由があっても、口答審理の席に入ることができない。

第6条 傍聴人が傍聴席にあるときは、静粛をたもち、なお、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう等を着用しないこと。
- (2) 飲食、喫煙または私語をしないこと。
- (3) 委員の言論に対し賛否を表明しないこと。
- (4) みだりに席を離れはいかないこと。
- (5) けんそうにわたり口答審理の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 他人に迷惑をかけまたは不体裁な行為をしないこと。

第7条 審査会の会長は、傍聴人がこの規則に違反したときは退場を命ずることができる。

2 退場を命ぜられた傍聴人は、すみやかに退場しなければならない。

付 則

この規則は、昭和45年11月24日から施行する。

Ⅲ 監督処分（法第81条、行政手続法、刑事訴訟法、行政代執行法）

1 監督処分の対象

市長は、次の各号に掲げる者に対して、都市計画上必要な限度において、是正違反のための措置をとることを命ずることができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反した者
- (2) 法令等の規定に基づく処分に違反した者
- (3) 違反の事実を知って当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地もしくは工作物等を使用する権利を取得した者
- (4) 法令等の規定に違反した工事の注文主若しくは請負人（下請人を含む。）又は工事をしている者、工事をした者
- (5) 法令等の規定に基づく処分に違反した工事の注文主、請負人（下請人を含む。）又は工事をしている者、工事をした者
- (6) この法律の規定による許可、許可又は承認に付した条件に違反している者
- (7) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、承認または確認を受けた者

2 監督処分の内容

命じようとする処分の内容は、違反是正の必要度に応じて次の例の中から適切なものを選ぶ。

- | | | |
|------------------------------|-------|--------------------------------------|
| (1) 許可、承認、確認 | _____ | 取 消
変 更
効力停止
条件変更
新条件の附与 |
| (2) 工事その他の行為 | _____ | 停 止 |
| (3) 建築物その他工作物
(相当の期限を定めて) | _____ | 改 築
移 転
除 却 |
| (4) その他違反是正のため必要な措置 | _____ | 使用禁止
改善命令 |

3 聴聞または弁明の機会の付与

都市計画法の違反者等に対し、処分または必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ草津市行政手続条例第12条の規定により、意見陳述（聴聞または弁明の機会の給付）のための手続きを執らなければならない。この聴聞等については「草津市聴聞等に関する規則（平成6年草津市規則第36号）」に基づき行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 監督処分の公示

監督処分をした場合は、違反建築物等の現地に命令処分をした旨の標識を設置するとともに、命令処分をした旨を草津市公報に登載するものとする。

標識の設置は、命令に係る土地または工作物等もしくは工作物等の敷地内に設置することができる。

この場合、前述の土地または敷地の所有者、管理者または占有者は、当該標識の設置を拒みまたは妨げてはならない。

5 告発

違反建築行為等が、著しく公益に反し、かつ、当該行為に係る違反者等に対して罰則を適用する必要がある場合は、刑事訴訟法第239条第2項（昭和23年法律第131号）の規定により告発を行うものとする。

6 代行および代執行

(1) 代行

法第81条の規定によって必要な措置を命じようとするときは、どうしても被処分者を把握できないときは、市長は自らその措置を行い、またはその命じた者もしくは委任した者に行わせることができる。

この場合には、

ア 当該措置を行うこと（相手の期限を定めて）

イ その期限までに行わないときは、市長またはその命じた者もしくは委任したものがその措置を行うこと

措置を行う場合、公告し、かつ、公告の日から10日間その措置を行おうとする土地の付近その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。代行に要した費用は後で相手方に徴収できる。

(2) 代執行

本条の措置を命じられた者が、命令を履行しない場合には「行政代執行法」の規定により、他の手段によってはその履行を確保する事が困難であり、かつ、放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は自らその行為を行い、又は第三者に行わせることができる。この場合には、その費用を業務者から徴収することができる。

IV 罰則（法第91条、第92条、第93条、第94条、第96条）

表9-1 開発制限に関する罰則規定

条	刑	違反内容
第91条	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	(1) 市長の命令に違反した者(第81条第1項)
第92条	50万円以下の罰金	(2) 無許可で開発行為を行った者(第29条第1項若しくは、第2項、第35条の2第1項) (3) 建築制限等に違反して建築物を建築又は特定工作物を建設した者(第37条、第41条第2項、第42条第1項、第43条第1項) (4) 建築制限に違反して用途を変更した者(第42条第1項、第43条第1項)
第93条	20万円以下の罰金	(5) 報告もしくは資料の提出を拒否、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者(第80条第1項) (6) 立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者(第82条第1項)
第96条	20万円以下の罰金	(7) 変更届、廃止届をしなかった者、又は虚偽の届出をした者(法第35条の2第3項、法第38条)

第94条

- ・ 法人の代表者
 - ・ 法人の
 - 代理者
 - 使用人
 - その他従業員
 - ・ 人の
 - 代理者
 - 使用人
 - その他従業員
- } が法人の
- } が人の
- } 業務または財産に関して上記表の(1)～(6)に掲げる違反行為をした場合には、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してそれぞれの罰金刑を科する。

V 許可申請手数料

開発行為の許可申請その他本法に基づく申請手数料をまとめると、下表のとおりである。

開発許可申請手数料（平成30年4月1日改正）

号	申請内容		手数料			
1	法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	自己の居住のための開発行為	自己の業務のための開発行為	非自己用のための開発行為
			0.1未満	8,600円	13,000円	90,000円
			0.1以上 0.3 "	22,000	31,000	140,000
			0.3 " 0.6 "	45,000	67,000	200,000
			0.6 " 1.0 "	90,000	130,000	270,000
			1.0 " 3.0 "	140,000	210,000	410,000
			3.0 " 6.0 "	180,000	280,000	530,000
			6.0 " 10.0 "	230,000	350,000	690,000
			10.0 "	320,000	500,000	910,000
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料(変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が91万円をこえるときは、その手数料の額は91万円)	(ア) 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合の開發区域の面積、開發区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開發区域の面積)に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき(アに該当)	前号規定額 × 1/10	
			(イ) 新たな土地の開發区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開發区域の面積に応じ前号に規定する金額	区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき(アに該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1/10	
			(ウ) その他	設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき(イに該当)	増面積に応ずる前号規定額	
				区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき(アおよびイに該当)	(変更前の区域面積Bに応じ前号規定額 × 1/10) + (増面積に応じ前号規定額)	
				(ア) および(イ) 以外の変更を行うこと	10,000円	

号	申 請 内 容		手 数 料	
3	法第41条第2項ただし書きの許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	47,000円	
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	27,000円	
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	
			0.1未満	6,800円
			0.1以上 0.3 "	18,000円
			0.3 " 0.6 "	38,000円
			0.6 " 1.0 "	68,000円
		1.0 "	95,000円	
6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為	
			自己の居住のためのもおよび自己の業務のためのもであって開発区域の面積が1ha未満のもの	1,800円
			自己の業務のためのもであって開発区域の面積が1ha以上のもの	2,800円
		非自己用のもの	18,000円	
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚 450円	
8	施行規則第60条の証明の審査	開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき 4,000円	

※変更の取扱いについては注意事項参照

変更の取扱い注意事項

(1) 「その他」の変更について

- ア 予定建築物等の用途の変更
- イ 工事施行者の変更
- ウ 工区の変更

(注) 軽微な変更に該当する届出に係るものは除く。

- (2) 「自己用」から「非自己用」開発、「非自己用」から「自己用」開発への変更について
「自己用」開発で許可を受けて途中で「非自己用」開発（またはその逆）に変更する場合は、設計の変更該当せず従前の工事の廃止と新たな許可申請として扱う。

ア「非自己用」開発 → 「自己用」開発
事前審査はなし
イ「自己用」開発 → 「非自己用」開発
事前審査は必要

- (3) 開発登録簿の写しの交付

登録簿の写し交付手数料は用紙1枚につき450円の規定であるから、調書1枚、図面1枚を必要とするときは2枚で900円となる。

(変更許可申請手数料計算例)

例1 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、単に設計変更する場合

〈 Ahaに対する規定額×1/10 〉

例2 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、Bhaの面積の縮小に伴い設計変更をする場合

〈 (A-B) haに対する規定額×1/10 〉

例3 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、設計変更の理由が新たな土地の編入に起因して、Bhaの面積が増加した場合

〈 Bhaに対する規定額 〉

例4 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、設計変更を伴いBhaの面積が増加した場合

〈 (Ahaに対する規定額×1/10) + (Bhaに対する規定額) 〉

例5 例1および例2の場合で「その他」の変更が伴う場合

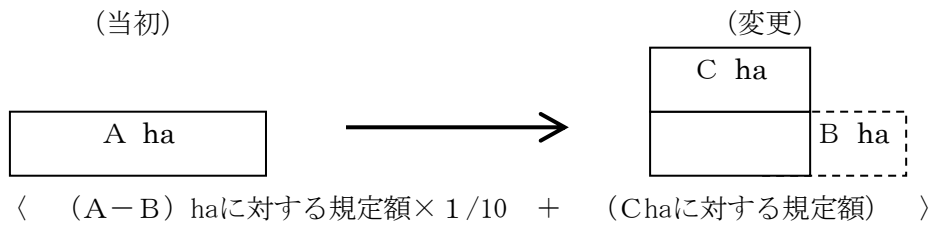
〈 (例1および例2の手数料) + 10,000円 〉

例6 例3および例4の場合で「その他」の変更が伴う場合

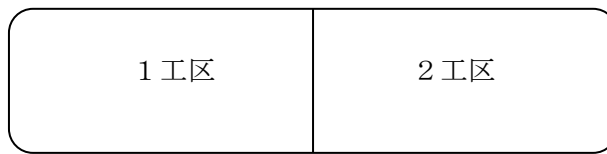
〈 例3および例4の手数料と同じ 〉

(注) 増加面積に対する規定額に含まれている。

例7 開発区域の面積がAhaで開発許可を受けた後、Bhaの面積の縮小およびChaの面積の増加に伴い設計変更をする場合



例8 開発区域で工区分けをしている開発許可について、1工区工事完了の公告後で、2工区のみ変更を行う場合



(2工区の区域に変更がなく設計変更を行うとき)
2工区の面積の規定額 × 1/10

(2工区の区域の減少に伴い設計変更を行うとき)
2工区の減少後の面積に応じる規定額 × 1/10